

# Ⅲ 障害程度等級表 (早見表)

熊本市障がい者福祉相談所 (平成29年3月)

(A 面)

障害等級	I 上肢不自由	II 下肢不自由
1級 (指数18)	(1) 両上肢の機能を全廃したもの (2) 両上肢を手関節以上で欠くもの	(1) 両下肢の機能を全廃したもの (2) 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級 (指数11)	(1) 両上肢の機能の著しい障害 (2) 両上肢のすべての指を欠くもの (3) 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの (4) 一上肢の機能を全廃したもの(肩関節、肘関節、手関節、手指の全ての機能を全廃したもの)	(1) 両下肢の機能の著しい障害(両下肢の歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体をまわす、うずくまる、膝をつく、坐る等の機能が著しく障害されたもの) (注) 両下肢の障害であっても、歩行能力や起立位保持状況等によって一下肢機能の全廃3級と同程度のものは3級とし、一下肢機能の著しい障害(4級)と同程度とみなされる場合は、4級と判定すること。 (2) 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級 (指数7)	(1) 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの (2) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの (3) 一上肢の機能の著しい障害(握る、つかむ、なでる(手、指先の機能)、物を持ち上げる、運ぶ、投げる、押す、ひっぱる(腕の機能)等の機能の著しい障害である) { (A) 患肢では5kg以内のものしか下げることができないもの(肘でのつり下げを含む) { (B) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか二関節の機能が全廃しているもの (4) 一上肢のすべての指を欠くもの (5) 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの(字を書いたり、箸を持つことなどできない)	(1) 両下肢をショパール関節以上で欠くもの (2) 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの (3) 一下肢の機能を全廃したもの(下肢の運動性と支持性をほとんど失ったもの) { (A) 下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの { (B) 大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないもの
4級 (指数4)	(1) 両上肢のおや指を欠くもの (2) 両上肢のおや指の機能を全廃したもの (3) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの { (A) 肩関節の関節可動域(他動)30度以下のもの { (B) 肘関節又は手関節の関節可動域(他動)10度以下のもの { (C) 徒手筋力テストで2以下のもの { (D) 肘関節の高度の動揺関節 (4) 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの (5) 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの (6) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの (7) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの (8) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 { (A) 患手では5kg以内のものしか下げることができないもの { (B) 患手での握力が5kg以内のもの { (C) 患手では鉋又はかなづちの柄を握りそれぞれの作業のできないもの	(1) 両下肢のすべての指を欠くもの (2) 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの(両下肢において下駄、草履をはくことのできないもの) (3) 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの { (A) 1km以上の歩行不能 { (B) 30分以上起立位を保つことができないもの { (C) 通常の駅の階段の昇降が手すりによらずにできないもの { (D) 通常の腰かけでは腰かけることができないもの { (E) 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの (4) 一下肢の機能の著しい障害 { (A) 1km以上の歩行不能 { (B) 30分以上起立位を保つことができないもの { (C) 通常の駅の階段の昇降が手すりによらずにできないもの { (D) 通常の腰かけでは腰かけることができないもの { (E) 正座、あぐら、横座りのいずれも不可能なもの (注) 一下肢の機能の著しい障害とは、原則として2大関節の機能が著しい障害の状態にあるもので、かつ(A)～(E)に例示されているような障害が認められるものをいう。したがって、一関節のみの障害は、当該関節の障害として取り扱うものである。 また、一関節に障害があり、かつ筋力の麻痺・脱力が下肢全体にみられるような場合は、個々の症例を慎重に検討のうえ、一下肢機能の障害とするのかどうかを判定すること。 (5) 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの { (A) 股関節の各方向の可動域(伸展⇄屈曲 外転⇄内転等連続した可動域(他動)が10度以下のもの { (B) 膝関節の可動域(他動)10度以下のもの { (C) 徒手筋力テストで2以下のもの { (D) 膝関節の高度の動揺関節、高度の変形 (6) 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの(前腸骨棘～内くるぶし下端を計測)
5級 (指数2)	(1) 両上肢のおや指の機能の著しい障害 (2) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の著しい障害 { (A) 肩関節の関節可動域(他動)60度以下のもの { (B) 肘関節又は手関節の関節可動域(他動)30度以下のもの { (C) 徒手筋力テストで3に相当するもの { (D) 肘関節の中等度の動揺関節 { (E) 前腕の回内及び回外運動が可動域(他動)10度以下のもの (3) 一上肢のおや指を欠くもの(指骨間関節以上で欠く) (4) 一上肢のおや指の機能を全廃したもの (5) 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 (6) おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	(1) 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 { (A) 関節可動域(他動)30度以下のもの { (B) 徒手筋力テストで3に相当するもの { (C) 膝関節の中等度の動揺関節 (2) 一下肢の足関節の機能を全廃したもの { (A) 関節可動域(他動)5度以内のもの { (B) 徒手筋力テストで2以下のもの { (C) 高度の動揺関節、高度の変形 { (D) 足関節の切断(ショパール関節切断を含む。) (3) 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級 (指数1)	(1) 一上肢のおや指の機能の著しい障害 (2) ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの(両上肢のひとさし指を欠くものを含む) (3) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの(一側の上肢の手指に7級に該当する機能障害があり、かつ他側の上肢のひとさし指を欠くものを含む)	(1) 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの (2) 一下肢の足関節の機能の著しい障害 { (A) 関節可動域(他動)10度以下のもの { (B) 徒手筋力テストで3に相当するもの { (C) 中等度の動揺関節
7級 (指数0.5)	(1) 一上肢の機能の軽度の障害 { (A) 精密な運動のできないもの { (B) 患肢では10kg以内のものしか下げることのできないもの (2) 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれか一関節の機能の軽度の障害 { (A) 関節可動域(他動)90度を越えないもの { (B) 徒手筋力テストで4に相当するもの { (C) 肘関節の軽度の動揺関節 (3) 一上肢の手指の機能の軽度の障害 { (A) 精密な運動のできないもの { (B) 患手では10kg以内のものしか下げることのできないもの { (C) 患手の握力が15kg以内のもの (4) ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 (5) 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの (6) 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	(1) 両下肢のすべての指の機能の著しい障害(特別の工夫をしなければ、下駄、草履をはくことのできないもの) { (A) 2km以上の歩行不能 (2) 一下肢の機能の軽度の障害 { (A) 2km以上の歩行不能 { (B) 1時間以上起立位を保つことのできないもの { (C) 横座りではできるが正座及びあぐらのできないもの (3) 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれかの一関節の機能の軽度の障害 { (A) 小児の股関節脱臼で軽度の跛行を呈するもの { (B) 股関節又は膝関節の関節可動域(他動)90度以下のもの { (C) 足関節の関節可動域(他動)30度を越えないもの { (D) 徒手筋力テストで4に相当するもの又は筋力低下で2km以上の歩行ができないもの { (E) 足関節の軽度の動揺関節 (4) 一下肢のすべての指を欠くもの (5) 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの(患側では下駄、草履をはくことのできないもの) (6) 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

障害等級	III 体幹不自由
1級 (指数18)	(1) 体幹の機能障害により座っていることができないもの(腰かけ、正座、横座り、あぐらのいずれもできない)
2級 (指数11)	(1) 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの(10分間以上にわたり座位又は起立位を保っていることができないもの) (2) 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの(臥位又は座位より起立することが自力のみでは不可能で他人、柱、杖、その他の器物の介護により初めて可能であるもの)
3級 (指数7)	(1) 体幹の機能障害により歩行が困難なもの { (A) 100m以上の歩行不能のもの { (B) 片脚による起立位保持が全く不可能なもの
5級 (指数2)	(1) 体幹の機能の著しい障害(2km以上の歩行不能のものをいう)

### ★ 注意事項

- 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする(全障害共通事項)。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。なお、7級該当項目が一項目のみでは手帳交付の対象とはならない。
- 指を欠くもの**とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 指の機能障害**とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 上肢の各指の全廃**とは次のものをいう。  
(1) 各々の関節可動域10度以下のもの  
(2) 徒手筋力テストで2以下のもの
- 上肢の各指の著しい障害**とは次のものをいう。  
(1) 各々の関節可動域30度以下のもの  
(2) 徒手筋力テストで3に相当するもの
- 徒手筋力テスト評価表**

(診断書上の表示)

年齢、性別及び体格からみて、健常者の同名筋と比較して正常と考えられるもの	5	○
正常よりやや弱い重力及び抵抗に打ち勝って、全領域の運動が可能なもの	4	
自重に抗じて関節の全可動域の運動は可能であるが、抵抗を加えると、これに抗じてできないもの	3	△
重力を除去した位置で行えば、どうにか全領域の運動が可能なもの	2	×
関節の運動は不能であるが、筋の収縮のみ認めるもの	1	
関節運動はもちろん、筋の収縮も認めないもの	0	

- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

★ 診断書中の**早見表による根拠**の記載例  
○右上肢の全指を欠くもの・・・Ⅰ-3-(4) ○左股関節機能全廃・・・Ⅱ-4-(5)(A)

★この表中の(A)、(B)、(C)、(D)、(E)については、各項の障害の説明書事項であるので、これらについてはひとつの項の中で複数該当しても指数合算による等級繰上げはできないものであること。

★各手指の「欠くもの」「全廃」「著しい障害」の解釈については注意事項を参照のこと。

★人工骨頭又は人工関節については、人工骨頭又は人工関節の置換術後の経過が安定した時点の機能障害の程度により判定する。

障害等級	脳原性運動機能障害（乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）		
	Ⅳ 両上肢障害	Ⅴ 一上肢障害	Ⅵ 移動障害
1級 (指数18)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの  (ひも結びのできた数が19本以下のもの)		不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの  (つたい歩きができないもの)
2級 (指数11)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの  (ひも結びのできた数が33本以下のもの)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの  (5動作の全てができないもの)	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの  (つたい歩きのみができるもの)
3級 (指数7)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの  (ひも結びのできた数が47本以下のもの)	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの  (5動作のうち1動作しかできないもの)	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの  (支持なしで立位を保持し、その後10m歩行することはできるが、椅子から立ち上がる動作又は椅子に座る動作ができないもの)
4級 (指数4)	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  (ひも結びのできた数が56本以下のもの)	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  (5動作のうち2動作しかできないもの)	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの  (椅子から立ち上がり、10m歩行し再び椅子に座る動作に15秒以上かかるもの)
5級 (指数2)	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの  (ひも結びのできた数が65本以下のもの)	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの  (5動作のうち3動作しかできないもの)	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの  (椅子から立ち上がり、10m歩行し再び椅子に座る動作は15秒未満でできるが、50cm幅の範囲を直線歩行できないもの)
6級 (指数1)	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの  (ひも結びのできた数が75本以下のもの)	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの  (5動作のうち4動作しかできないもの)	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの  (50cm幅の範囲を直線歩行できるが、足を開き、しゃがみこんで、再び立ち上がる動作ができないもの)
7級 (指数0.5)	上肢に不随意運動・失調等を有するもの  (ひも結びのできた数が76本以上のもの)	上肢に不随意運動・失調等を有するもの  (5動作のすべてができるが、上肢に不随意運動・失調等を有するもの)	下肢に不随意運動・失調等を有するもの  (6級以上には該当しないが、下肢に不随意運動・失調等を有するもの)
注意事項	1 「乳幼児期以前」とは学齢期前（胎児期から概ね6歳まで）をさすこと。 2 本表を乳幼児期の判定に用いることが不適当な場合は、A面のⅠ、Ⅱ、Ⅲにより判定すること。 3 ひも結びテスト及び5動作の能力テストは、診断書（脳原性運動機能障害用）の備考欄に記載された方法によること。なお、ひもは事務用とじひもを用いること。		

障害等級	視覚障害
1級 (指数18)	1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの
2級 (指数11)	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの
3級 (指数7)	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
4級 (指数4)	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
5級 (指数2)	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
6級 (指数1)	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの
注意事項	1 視覚障害については、矯正視力で算出のこと。また、明暗、光覚、手動を弁ずるものは0で計算し、指数を弁ずるもの（50cm以下）については0.01で計算すること。 2 「両眼の視野が10度以内」とは、求心性視野狭窄の意味であり、輪状暗点があるものについて中心の残存視野がそれぞれ10度以内のものを含む。 3 「両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの」とは、両眼で一点を注視しつつ測定した視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合の意味である。したがって両眼の高度の不規則性視野狭窄又は半盲性視野欠損等は該当するが、交叉性半盲症等では、該当しない場合もある。 この場合の視野の測定方法は、片眼ずつ測定し、それぞれの視野票を重ね合わせることで視野の面積を測定する。その際、面積は厳格に測定しなくてもよいが、図示を必要とする。

障害等級	聴覚障害
2級 (指数11)	(1) 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの（両耳全ろう）
3級 (指数7)	(1) 両耳の聴力レベルが90dB以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4級 (指数4)	(1) 両耳の聴力レベルが80dB以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） (2) 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
6級 (指数1)	(1) 両耳の聴力レベルが70dB以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） (2) 一側耳の聴力レベルが90dB以上、他側耳の聴力レベルが50dB以上のもの
注意事項	1 聴覚障害4級-(2)については両側の語音明瞭度を記載すること。

障害等級	平衡機能障害
3級 (指数7)	平衡機能の極めて著しい障害  (四肢体幹に器質的異常なく、他覚的に平衡機能障害を認め閉眼にて起立不能、又は開眼で直線を歩行中10m以内に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの)
5級 (指数2)	平衡機能の著しい障害  (平衡機能の障害のため閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないもの)
備考	平衡機能障害の具体的事例は次のとおりである。  (1) 末梢迷路性平衡失調 (2) 後迷路性及び小脳性平衡失調 (3) 外傷または薬物による平衡失調 (4) 中枢性平衡失調

障害等級	音声又は言語機能障害	そしゃく機能障害
3級 (指数7)	音声機能又は言語機能の喪失  (音声や舌を動かすことができないか、発声しても言語機能を喪失したものをいう。なお、この「喪失」には先天性のものも含まれる。 (例) (1) 音声機能喪失……無喉頭、喉頭部外傷による喪失、発声筋麻痺による音声機能喪失 (2) 言語機能喪失……ろうあ、聴あ、失語症)	そしゃく機能の喪失  (経管栄養以外に方法がないそしゃく・嚥下障害をいう。 (例) (1) 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの (2) 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの (3) 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
4級 (指数4)	音声機能又は言語機能の著しい障害  (音声又は言語機能の障害のため、音声、言語のみを用いて意志を疎通することが困難なものをいう。 (例) (1) 喉頭の障害又は形態異常によるもの (2) 構音器官の障害又は形態異常によるもの（唇顎口蓋裂の後遺症によるものを含む。） (3) 中枢性疾患によるもの	そしゃく機能の著しい障害  (1) 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの (2) 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む）及び末梢神経障害によるもの (3) 外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの (4) 口唇、口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの
注意事項	音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については、指数合算による等級繰上げはできないものである。	

障害別等級	心臓機能障害 (18歳以上の場合)	心臓機能障害 (18歳未満の場合)	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害																				
1級 (指数18)	<p>(1) 次のいずれか2つ以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状、又は繰返しアダムスストークス発作が起こるもの。</p> <p>(ア) 胸部X線で心胸比0.60以上のもの</p> <p>(イ) 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの</p> <p>(ウ) 心電図で脚ブロック所見があるもの</p> <p>(エ) 心電図で完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>(オ) 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの</p> <p>(カ) 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの</p> <p>(キ) 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの</p> <p>(ク) 心電図で第I誘導、第II誘導及び胸部誘導(ただし、V<sub>1</sub>を除く。)のいずれかのTが逆転した所見があるもの</p> <p>(2) 人工ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患により人工ペースメーカを植え込みしたものの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの。</p>	<p>原則として、重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で断続的医療を要するもので、次の所見(ア～セ)の項目のうち6項目以上が認められるもの。</p> <p>(ア) 著しい発育障害</p> <p>(イ) 心音・心雑音の異常</p> <p>(ウ) 多呼吸又は呼吸困難</p> <p>(エ) 運動制限</p> <p>(オ) チアノーゼ</p> <p>(カ) 肝腫大</p> <p>(キ) 浮腫</p> <p>(ク) 胸部X線で心胸比0.56以上のもの</p> <p>(ケ) 胸部X線で肺血流量増又は減があるもの</p> <p>(コ) 胸部X線で肺静脈うっ血像があるもの</p> <p>(サ) 心電図で心室負荷像があるもの</p> <p>(シ) 心電図で心房負荷像があるもの</p> <p>(ス) 心電図で病的不整脈があるもの</p> <p>(セ) 心電図で心筋障害像があるもの</p>	<p>熊本市のじん臓機能障害の障害程度認定基準は次のとおりでこれによる認定を行っている。</p> <p>1 臨床症状</p> <p>(1) 体液貯留(全身浮腫、高度の低蛋白血症、肺水腫)</p> <p>(2) 体液異常(管理不能の電解質・酸塩基平衡異常)</p> <p>(3) 消化器症状(悪心、嘔吐、食思不振、下痢など)</p> <p>(4) 循環器症状(重篤な高血圧、心不全、心包炎)</p> <p>(5) 神経症状(中枢・末梢神経障害、精神障害)</p> <p>(6) 血液異常(高度の貧血、出血傾向)</p> <p>(7) 視力障害(尿毒症性網膜症、糖尿病性網膜症)</p> <p>上記の(1)から(7)のうち</p> <p>3項目以上該当する場合(3点)</p> <p>2項目該当する場合(2点)</p> <p>1項目該当する場合(1点)</p> <p>2 腎機能</p> <p>血清クレアチニン濃度</p> <p>8.0mg/dl以上の場合(3点)</p> <p>5.0mg/dl以上8.0mg/dl未満の場合(2点)</p> <p>3.0mg/dl以上5.0mg/dl未満の場合(1点)</p> <p>3 日常生活の制限度</p> <p>(1) 自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの(3点)</p> <p>(2) 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの(2点)</p> <p>(3) 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの(1点)</p> <p>4 加算項目</p> <p>(1) 12歳未満の者については1点を加算する。</p> <p>(2) 65歳以上の者については1点を加算する。</p> <p>(3) 全身性血管合併症のある者については1点を加算する。</p> <p>提出された身体障害者診断書・意見書について、上記(障害程度判定規準)により審査を行い、審査の結果、次の総合得点の区分により求めた等級により認定する。</p> <table border="1"> <tr> <th>総合得点</th> <th>等級</th> </tr> <tr> <td>6点以上</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>5点、4点</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>3点</td> <td>4級</td> </tr> </table>	総合得点	等級	6点以上	1級	5点、4点	3級	3点	4級	<p>呼吸困難が強い、歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血O<sub>2</sub>分圧が50Torr以下のもの。</p>	<p>次のいずれかに該当し、かつ、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものをいう。</p> <p>(1) 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態(注1)があるもの</p> <p>(2) 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)及び高度の排尿機能障害(注2)があるもの</p> <p>(3) 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻(注3)を併せもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態(注4)があるもの</p> <p>(4) 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)及び高度の排便機能障害(注5)があるもの</p> <p>(5) 治療困難な腸瘻(注3)があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態(注4)及び高度の排尿機能障害(注2)があるもの</p>												
総合得点	等級																								
6点以上	1級																								
5点、4点	3級																								
3点	4級																								
3級 (指数7)	<p>(1) 上記の(ア)から(ク)までのいずれかの所見があり、かつ家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし救急医療を繰返し必要としているもの。</p> <p>(2) 人工ペースメーカを植え込み、家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの。</p>	<p>原則として、継続的医療を要し、上記の所見(ア～セ)の項目のうち5項目以上が認められるもの又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈の狭窄若しくは閉塞があるもの。</p>	<p>審査の結果、次に該当する場合には、熊本市社会福祉審議会身体障害者福祉専門科審査部会等の意見を聞くものとする。</p> <p>① 総合得点が2点、1点および0点の場合</p> <p>② 臨床症状に該当項目がない場合</p> <p>③ 血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl未満の場合</p> <p>④ 日常生活の制限度が(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当しない</p> <p>⑤ その他障害程度の認定にあたって疑義が生じた場合</p>	<p>指数が20を超え、30以下のもの若しくは動脈血O<sub>2</sub>分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの又はこれに準ずるもの。</p>	<p>(1) 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの</p> <p>(2) 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)又は、高度の排尿機能障害(注2)があるもの</p> <p>(3) 尿路変向(更)のストマに治療困難な腸瘻(注3)を併せもつもの</p> <p>(4) 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態(注1)又は高度の排便機能障害(注5)があるもの</p> <p>(5) 治療困難な腸瘻(注3)があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態(注4)又は高度の排尿機能障害(注2)があるもの</p> <p>(6) 高度の排尿機能障害(注2)があり、かつ、高度の排便機能障害(注5)があるもの</p>																				
4級 (指数4)	<p>(1) 次のうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。</p> <p>(ア) 心電図で心房細動又は粗動所見があるもの</p> <p>(イ) 心電図で期外収縮の所見が存続するもの</p> <p>(ウ) 心電図でSTの低下が0.2mV未満の所見があるもの</p> <p>(エ) 運動負荷心電図でS Tの低下が0.1mV以上の所見があるもの</p> <p>(2) 臨床所見で部分的心臓浮腫があり、かつ家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。</p> <p>(3) 人工ペースメーカを植え込み、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの。</p>	<p>原則として、症状に応じて医療を要するが少なくとも、1～3か月毎の間隔の観察を要し、上記の所見(ア～セ)の項目のうち、4項目以上が認められるもの、又は心エコー図、冠動脈造影で冠動脈瘤若しくは拡張があるもの。</p>	<p>身体障害認定基準は次のとおり</p> <p>1級</p> <p>じん臓機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの。</p> <p>3級</p> <p>じん臓機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dl以上8.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2以上の所見があるもの。</p> <p>(ア) じん不全に基づく末梢神経症</p> <p>(イ) じん不全に基づく消化器症状</p> <p>(ウ) 水分電解質異常</p> <p>(エ) じん不全に基づく精神異常</p> <p>(オ) エックス線写真所見における骨異常萎縮</p> <p>(カ) じん性貧血</p> <p>(キ) 代謝性アシドーシス</p> <p>(ク) 重篤な高血圧症</p> <p>(ケ) じん疾患に直接関連するその他の症状</p> <p>4級</p> <p>じん臓機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上5.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会の極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は上記(ア)から(ケ)のうちいずれか2つ以上の所見があるもの。</p>	<p>指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血O<sub>2</sub>分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの又はこれに準ずるもの。</p>	<p>(1) 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの</p> <p>(2) 治療困難な腸瘻(注3)があるもの</p> <p>(3) 高度の排尿機能障害(注2)または高度の排便機能障害(注5)があるもの</p> <p>(注1)「ストマにおける排尿・排便(またはいずれか一方)処理が著しく困難な状態」とは、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形、又は不適切なストマの造設箇所のため、長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態のものをいう。</p> <p>(注2)「高度の排尿機能障害」とは、先天性疾患における神経障害、又は直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)による神経因性ぼうこうに起因し、カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態のものをいう。</p> <p>(注3)「治療困難な腸瘻」とは、腸管の放射線障害等による障害であって、ストマ造設以外の瘻孔(腸瘻)から腸内容の大部分の洩れがあり、手術等によっても閉鎖の見込みのない状態のものをいう。</p> <p>(注4)「腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態」とは、腸瘻においてストマ用装具等による腸内容の処理が不可能なため、軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある状態のものをいう。</p> <p>(注5)「高度の排便機能障害」とは、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害、又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術(注6)に起因し、かつ、ア 完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある状態</p> <p>イ 1週間に2回以上の定期的な用手排便を要する高度な便秘を伴う状態のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(注6)「小腸肛門吻合術」とは、小腸と肛門歯状線以下(肛門側)とを吻合する術式をいう。</p> <p>(注7)障害認定の対象となるストマは、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。</p> <p>(注8)障害認定の時期</p> <p>ア 腸管のストマ、あるいは尿路変向(更)のストマをもつものについては、ストマ造設直後から、そのストマに該当する等級の認定を行う。</p> <p>「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」(注1)の合併によって上位等級に該当する場合、申請日がストマ造設後6か月を経過した日以降の場合はその時点で該当する等級の認定を行い、ストマ造設後6か月を経過していない場合は、6か月を経過した日以降、再申請による再認定を行う。</p> <p>イ 「治療困難な腸瘻」(注3)については、治療を終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定する。</p> <p>ウ 「高度の排尿機能障害」(注2)「高度の排便機能障害」(注5)については、先天性疾患(先天性鎖肛を除く)による場合を除き、直腸の手術や自然排尿型代用ぼうこう(新ぼうこう)による神経因性ぼうこうに起因する障害又は先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する障害発生後6か月を経過した日以降をもって認定し、その後は状態に応じて適宜再認定を行う。特に先天性鎖肛に対する肛門形成術後の場合は、12歳時と20歳時にそれぞれ再認定を行う。</p>																				
注意事項	<p>ペースメーカを植え込みしたものの判断については次のとおりとする。</p> <p>(1) 植え込み直後(植え込みから3年以内)の判断</p> <table border="1"> <tr> <th>項目等級</th> <th>不整脈の非薬物治療ガイドライン(*)A</th> <th>身体活動能力(運動強度:メッツ)B</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1級</td> <td>クラスI</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>クラスII以下</td> <td>2未満</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>クラスII以下</td> <td>2以上4未満</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>クラスII以下</td> <td>4以上</td> </tr> </table> <p>(*)日本循環器学会作成(2011年改訂版)</p> <p>(注)項目ABいずれも該当することが要件</p> <p>例:1級は、クラスI(メッツは確認不要)又はクラスII以下であって、2メッツ未満</p> <p>※ 体内植込み(埋込み)型除細動器(ICD)を装着したのものについては、ペースメーカを植え込みしているものと同様に取り扱う。</p>		項目等級	不整脈の非薬物治療ガイドライン(*)A	身体活動能力(運動強度:メッツ)B	1級	クラスI	-	クラスII以下	2未満	3級	クラスII以下	2以上4未満	4級	クラスII以下	4以上	<p>(2) 植え込みから3年以内に再認定を行う際又は植え込みから3年後の判断</p> <table border="1"> <tr> <th>項目等級</th> <th>身体活動能力(運動強度:メッツ)</th> </tr> <tr> <td>1級</td> <td>2未満</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>2以上4未満</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>4以上</td> </tr> </table>	項目等級	身体活動能力(運動強度:メッツ)	1級	2未満	3級	2以上4未満	4級	4以上
項目等級	不整脈の非薬物治療ガイドライン(*)A	身体活動能力(運動強度:メッツ)B																							
1級	クラスI	-																							
	クラスII以下	2未満																							
3級	クラスII以下	2以上4未満																							
4級	クラスII以下	4以上																							
項目等級	身体活動能力(運動強度:メッツ)																								
1級	2未満																								
3級	2以上4未満																								
4級	4以上																								

障害等級	小腸機能障害																																																
1級 (指数18)	次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注1）となるため、推定エネルギー必要量（表1）の60%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。 a 疾患等（注2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm未満（ただし乳幼児期は30cm未満）になったもの b 小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の大部分を喪失しているもの	<p>(表1) 日本人の推定エネルギー必要量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 齢</th> <th colspan="2">エネルギー(kcal/日)</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0～5 (月)</td><td>550</td><td>500</td></tr> <tr><td>6～8 (月)</td><td>650</td><td>600</td></tr> <tr><td>9～11 (月)</td><td>700</td><td>650</td></tr> <tr><td>1～2</td><td>950</td><td>900</td></tr> <tr><td>3～5</td><td>1,300</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>6～7</td><td>1,350</td><td>1,250</td></tr> <tr><td>8～9</td><td>1,600</td><td>1,500</td></tr> <tr><td>10～11</td><td>1,950</td><td>1,850</td></tr> <tr><td>12～14</td><td>2,300</td><td>2,150</td></tr> <tr><td>15～17</td><td>2,500</td><td>2,050</td></tr> <tr><td>18～29</td><td>2,300</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>30～49</td><td>2,300</td><td>1,750</td></tr> <tr><td>50～69</td><td>2,100</td><td>1,650</td></tr> <tr><td>70以上</td><td>1,850</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table> <p>「食事による栄養摂取量の基準」 (平成27年厚生労働省告示第199号)</p>	年 齢	エネルギー(kcal/日)		男	女	0～5 (月)	550	500	6～8 (月)	650	600	9～11 (月)	700	650	1～2	950	900	3～5	1,300	1,250	6～7	1,350	1,250	8～9	1,600	1,500	10～11	1,950	1,850	12～14	2,300	2,150	15～17	2,500	2,050	18～29	2,300	1,650	30～49	2,300	1,750	50～69	2,100	1,650	70以上	1,850	1,500
年 齢	エネルギー(kcal/日)																																																
	男		女																																														
0～5 (月)	550		500																																														
6～8 (月)	650	600																																															
9～11 (月)	700	650																																															
1～2	950	900																																															
3～5	1,300	1,250																																															
6～7	1,350	1,250																																															
8～9	1,600	1,500																																															
10～11	1,950	1,850																																															
12～14	2,300	2,150																																															
15～17	2,500	2,050																																															
18～29	2,300	1,650																																															
30～49	2,300	1,750																																															
50～69	2,100	1,650																																															
70以上	1,850	1,500																																															
3級 (指数7)	次のいずれかに該当し、かつ、栄養維持が困難（注1）となるため、推定エネルギー必要量の30%以上を常時中心静脈栄養法で行う必要のあるものをいう。 a 疾患等（注2）により小腸が切除され、残存空・回腸が手術時、75cm以上150cm未満（ただし乳幼児期は30cm以上75cm未満）になったもの b 小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の一部を喪失しているもの																																																
4級 (指数4)	小腸切除または小腸疾患（注3）により永続的に小腸機能の著しい低下があり、かつ、通常の経口による栄養摂取では栄養維持が困難（注1）となるため、随時（注4）中心静脈栄養法又は経腸栄養法（注5）で行う必要があるものをいう。																																																
	<p>(注1) 「栄養維持が困難」とは栄養療法開始前に以下の2項目のうちいずれかが認められる場合をいう。なお、栄養療法実施中の者にあつては、中心静脈栄養法又は経腸栄養法によって推定エネルギー必要量を満たしうる場合がこれに相当するものである。 1) 成人においては、最近3ヶ月間の体重減少率が10%以上であること（この場合の体重減少率とは、平常の体重から減少の割合、又は（身長-100）×0.9の数値によって得られる標準的体重からの減少の割合をいう）。15歳以下の場合においては、身長及び体重増加がみられないこと。 2) 血清アルブミン濃度3.2g/dl以下であること。</p> <p>(注2) 小腸大量切除を行う疾患、病態 1) 上腸間膜血管閉塞症 2) 小腸軸捻転症 3) 先天性小腸閉鎖症 4) 壊死性腸炎 5) 広汎腸管無神経節症 6) 外傷 7) その他</p> <p>(注3) 小腸疾患で永続的に小腸機能の著しい低下を伴う場合のあるもの 1) クロウン病 2) 腸管ペーチュート病 3) 非特異性小腸潰瘍 4) 特異性仮性腸閉塞症 5) 乳児期難治性下痢症 6) その他の良性的吸収不良症候群</p> <p>(注4) 「随時」とは、6ヶ月の観察期間中に4週間程度の頻度をいう。 (注5) 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。 (注6) 手術時の残存腸管の長さは腸間膜付着部の距離をいう。 (注7) 小腸切除（等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く）。又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。 (注8) 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6ヶ月の観察期間を経て行うものとする。</p>																																																

障害等級	肝臓機能障害																									
1級 (指数18)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上であつて、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 次の項目（a～j）のうち、5項目以上が認められるもの。 a 血清総ビリルビン値が5.0mg/dl以上 b 血中アンモニア濃度が150μg/dl以上 c 血小板数が50,000/mm <sup>3</sup> 以下 d 原発性肝がん治療の既往 e 特発性細菌性腹膜炎治療の既往 f 胃食道静脈瘤治療の既往 g 現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染 h 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある j 有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある	<p>(注2) 再認定について 初めて肝臓機能障害の認定を行う者であつて、Child-Pugh分類の合計点数が7点から9点の状態である場合は、1年以上5年以内の期間内に再認定を実施すること。</p>																								
2級 (指数11)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上であつて、肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 上記の項目（a～j）のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。																									
3級 (指数7)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 上記の項目（a～j）のうち、aからgまでの1つを含む3項目以上が認められるもの。																									
4級 (指数4)	次のいずれにも該当するものをいう。 (ア) Child-Pugh分類（注1）の合計点数が7点以上の状態が、90日以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続くもの。 (イ) 上記の項目（a～j）のうち、1項目以上が認められるもの。																									
	<p>肝臓移植を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定して、1級に該当するものとする。</p> <p>(注1) Child-Pugh分類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1点</th> <th>2点</th> <th>3点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>肝性脳症</td><td>なし</td><td>軽度（Ⅰ・Ⅱ）</td><td>昏睡（Ⅲ以上）</td></tr> <tr><td>腹水</td><td>なし</td><td>軽度</td><td>中程度以上</td></tr> <tr><td>血清アルブミン値</td><td>3.5g/dl超</td><td>2.8～3.5g/dl</td><td>2.8g/dl未満</td></tr> <tr><td>プロトロンビン時間</td><td>70%超</td><td>40～70%</td><td>40%未満</td></tr> <tr><td>血清総ビリルビン値</td><td>2.0mg/dl未満</td><td>2.0～3.0mg/dl</td><td>3.0mg/dl超</td></tr> </tbody> </table>		1点	2点	3点	肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）	腹水	なし	軽度	中程度以上	血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8～3.5g/dl	2.8g/dl未満	プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満	血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0～3.0mg/dl	3.0mg/dl超	
	1点	2点	3点																							
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）																							
腹水	なし	軽度	中程度以上																							
血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8～3.5g/dl	2.8g/dl未満																							
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満																							
血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0～3.0mg/dl	3.0mg/dl超																							

障害等級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 (13歳以上の場合)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 (13歳未満の場合)
1級 (指数18)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、次の項目（a～1）のうち6項目以上が認められるもの。 a 白血球数について3,000/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く b Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く c 血小板数について10万/μl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く d ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある。 f 健常時に比し10%以上の体重減少がある。 g 月に7日以上不定の発熱（38℃以上）が2ヶ月以上続く h 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹 単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある k 生鮮食品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である l 軽作業を超える作業の回避が必要である (イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生労働省エイズ動向委員会、2007）が採択した指標疾患のうち1項目以上が認められるもの。
2級 (指数11)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が200/μl以下で、1級の項目（a～1）のうち3項目以上が認められるもの。 (イ) エイズ発症の既往があり、1級の項目（a～1）のうち3項目以上が認められるもの。 (ウ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、1級の項目（a～1）のうちaからdまでの1つを含む6項目以上が認められるもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 次の項目（a～r）のうち1項目以上が認められるもの。 a 30日以上続く好中球減少症（<1,000/μl） b 30日以上続く貧血（<Hb 8g/dl） c 30日以上続く血小板減少症（<100,000/μl） d 1か月以上続く発熱 e 反復性又は慢性的の下痢 f 生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染 g 生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎 h 生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症 i 6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症 j 反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上） k 2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹 l 細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症（1回） m ノカルジア症 n 播種性水痘 o 肝炎 p 心筋症 q 平滑筋肉腫 r HIV腎症  (イ) 次の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「重度低下」に該当するもの。
3級 (指数7)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が500/μl以下で、1級の項目（a～1）のうち3項目以上が認められるもの。 (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、1級の項目（a～1）のうちaからdまでの1つを含む4項目以上が認められるもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) 次の項目（a～h）のうち2項目以上が認められるもの。 a リンパ節腫脹（2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす） b 肝腫大 c 脾腫大 d 皮膚炎 e 耳下腺炎 f 反復性又は持続性的上気道感染 g 反復性又は持続性的副鼻腔炎 h 反復性又は持続性的中耳炎 (イ) 2級の年齢区分ごとのCD4陽性Tリンパ球数及び全リンパ球に対する割合に基づく免疫学的分類において「中等度低下」に該当するもの。
4級 (指数4)	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、次のいずれかに該当するものをいう。 (ア) CD4陽性Tリンパ球数が500/μl以下で、1級の項目（a～1）のうち1項目以上が認められるもの。 (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、1級の項目（a～1）のうちaからdまでの1つを含む2項目以上が認められるもの。	ヒト免疫不全ウイルスに感染して、3級の項目（a～h）のうち1項目以上が認められるもの。